

**「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」(案)  
に関するパブリックコメント実施要領**

**1 案件名**

「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」(案)に関するパブリックコメント

**2 募集期間**

令和2年11月19日(木)から令和2年12月18日(金)

**3 事務局**

まちづくり推進部 人権推進課

**4 募集の主旨**

宍粟市では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成22年3月に「宍粟市男女共同参画プラン」を、令和2年3月に「第2次宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、施策の推進に努めてきました。

平成30年に実施した市民アンケート調査では、性別によって役割を固定的に捉える意識、慣行などが根強く残っているなど、男女共同参画社会を実現するためには、未だに多くの課題が存在していることが明らかになりました。

また、人口減少や少子高齢化等により、家族のあり方や個人の価値観は多様化し、さらに大規模災害の発生や世界規模の感染症が流行するなど、私たちを取り巻く社会や地域の状況も大きく変化しています。これらに対応し豊かで活力あるまちを持続していくためには、互いに尊重し、性別等にとらわれることなく、誰もがあらゆる場に参画し、共に責任を担う社会の実現が本市にとって重要だと捉えています。

そこで、市が男女共同参画社会の実現を重要課題として取り組むという強い意志・基本姿勢を表明し、市、市民、教育関係者及び事業者等の役割や責務を明らかにすることにより、各行動主体が相互の連携と協働のもと積極的に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とし、本条例を制定するものです。

このたび、条例(案)がまとまりましたので、パブリックコメント(意見募集)を実施します。提出された意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

**5 公表資料**

(1) 宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例(案)

**6 閲覧場所及び閲覧時間**

場 所	時間等(募集期間中)
まちづくり推進部人権推進課 (宍粟防災センター2階)	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

各市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市ホームページ	令和2年12月18日（金）まで

## 7 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

## 8 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

## 9 意見書の提出方法

提出方法	提出先等（募集期間中）
持参	まちづくり推進部人権推進課
	各市民局まちづくり推進課
	三方町出張所
	市立図書館
	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵送	まちづくり推進部人権推進課まで郵送してください。（12月18日（金）必着） 〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢 65 番地 3 宍粟防災センター2階 宍粟市まちづくり推進部 人権推進課 宛
ファックス	0790-63-0841 （12月18日（金）必着）
電子メール	shiminsodan-kk@city.shiso.lg.jp （12月18日（金）必着）

## 10 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。  
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。  
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。